

妙見口能勢線見直しに係る 運行実施計画（案）



能勢PR キャラクター
「お浄・るりん（アオバズク SD バージョン）」

令和5年（2023年）11月

能勢町

目 次

1. 背景と目的	1
2. 阪急バス妙見口能勢線の概況（令和6年（2024年）3月まで運行）	1
2.1 運行概要	1
2.2 利用者数の推移	3
2.3 地方バス路線維持費補助金の推移	3
2.4 運行便別の利用状況	4
2.4.1 運行便別1日平均利用者数	4
2.4.2 運行便別利用者数の内訳	5
3. 阪急バス妙見口能勢線の見直し	7
3.1 能勢町地域公共交通計画における妙見口能勢線の位置付け	7
3.2 見直し案の基本的な考え方	9
4. 事業概要	10
4.1 交通システム	10
4.2 運行系統	10
4.3 運行ルート	11
4.4 運行概要	13
4.4.1 運行日、運行時間帯及び運行便数	13
4.4.2 運行ダイヤ	14
4.5 運賃	15
4.6 利用対象者	17
5. 運営方法	17
5.1 運営主体	17
5.2 運行主体	17
6. 期待される事業の効果	18
7. 実施時期	18
8. 使用車両の移動円滑化基準適用除外認定について	19
9. 事業評価について	20
9.1 事業評価の方法	20
9.2 事業評価のスケジュール	20
9.3 評価指標と目標値	21

1. 背景と目的

阪急バス妙見口能勢線は、東地区を運行する京都交通バスの撤退に伴い、地域からの要請を受けて、廃止代替として阪急バスにより平成 15 年（2003 年）から運行しています。

運行にあたっては、運行経費の赤字分を能勢町が「地方バス路線維持費補助金」として全額負担により運行していますが、補助金額が増加傾向にあります。利用者も少ない状況が続き、さらにバス事業者の乗務員不足による影響により、令和 3 年（2021 年）4 月に減便及び平日のみの運行の実施に至っています。

公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、利用状況に応じた運行内容の見直し・改善を図る必要があります。そこで、持続可能な公共交通体系の構築を図ることを目的とし、阪急バス妙見口能勢線の利用実態を踏まえ、需要規模に応じた適切な交通モードへの転換に向け、本計画を定めるものです。

2. 阪急バス妙見口能勢線の概況（令和 6 年（2024 年）3 月まで運行）

2.1 運行概要

阪急バス妙見口能勢線は、町外への鉄道駅アクセスを担う路線として、妙見口駅から町内の東地域（東郷地区及び歌垣地区）を循環し、妙見口駅を結ぶ循環系統で運行しています。

利用者の減少及びバス事業者の乗務員不足による影響により、令和 3 年（2021 年）4 月に減便及び平日のみの運行にダイヤ改正を実施しています。

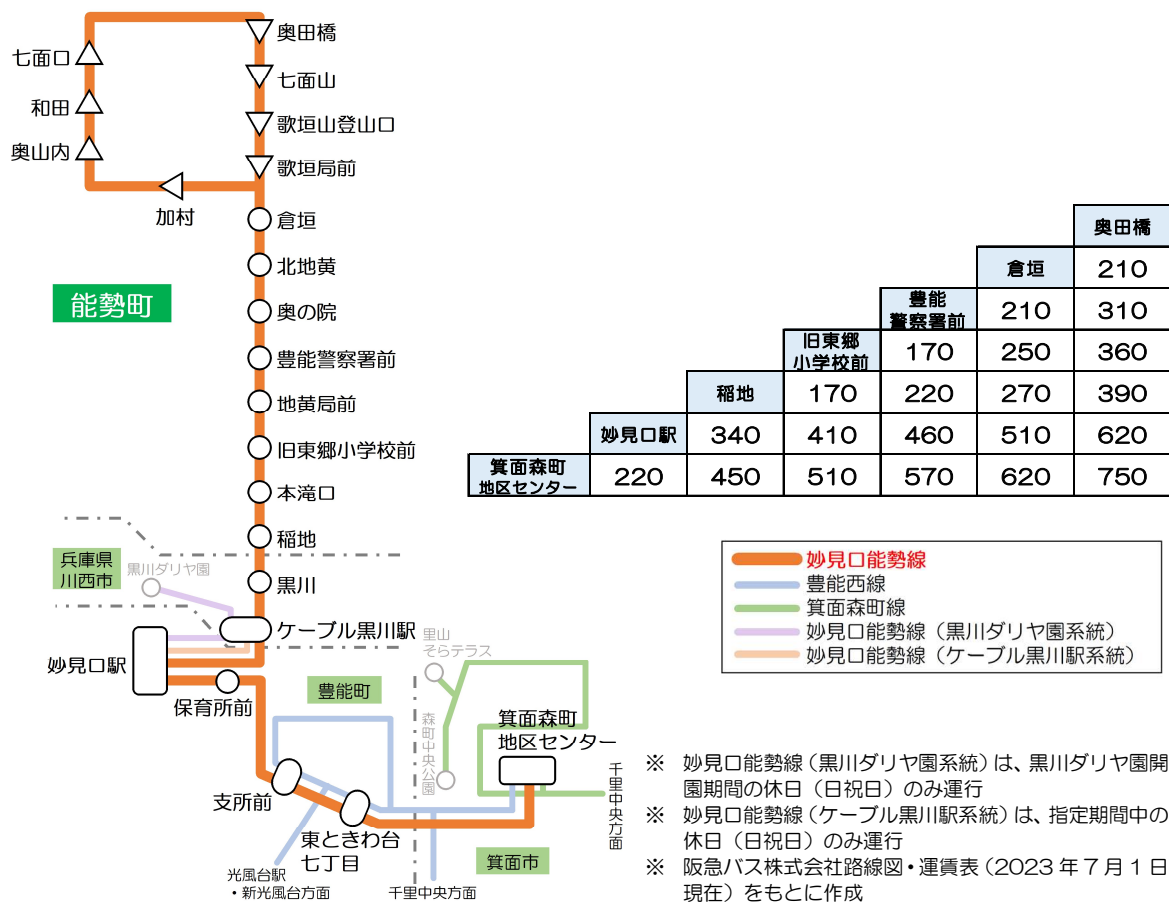


図 2.1 阪急バス妙見口能勢線の路線図と主な停留所の運賃

妙見口能勢線 時刻表 Myokenguchi-nose Line Timetable

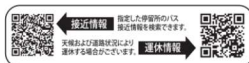
＜2021年4月1日改正＞

●お問い合わせ先●

阪急バス 豊能営業所 TEL.072-739-2002

経路検索、各停留所の発車時刻、各種情報がご覧いただけます。

＜阪急バスホームページ＞
https://www.hankyubus.co.jp/



平日のみ運行									
箕面森町地区センター	6:44			11:49		15:49			
東ときわ台七丁目	6:47			11:52		15:52			
支 所 前	6:50			11:55		15:55			
保 育 所 前	6:51			11:56		15:56			
妙 見 口 駅	6:55	7:55	8:55	12:00	13:00	16:00	17:00	18:00	
ケ ー プ ル 前	6:58	7:58	8:58	12:03	13:03	16:03	17:03	18:03	
黒 川	7:00	8:00	9:00	12:05	13:05	16:05	17:05	18:05	
稲 地	7:03	8:03	9:03	12:08	13:08	16:08	17:08	18:08	
本 滝 口	7:05	8:05	9:05	12:10	13:10	16:10	17:10	18:10	
旧 東 郷 小 学 校 前	7:06	8:06	9:06	12:11	13:11	16:11	17:11	18:11	
地 黄 局 前	7:07	8:07	9:07	12:12	13:12	16:12	17:12	18:12	
豊 能 警 察 署 前	7:08	8:08	9:08	12:13	13:13	16:13	17:13	18:13	
奥 の 院	7:09	8:09	9:09	12:14	13:14	16:14	17:14	18:14	
北 地 黄	7:10	8:10	9:10	12:15	13:15	16:15	17:15	18:15	
倉 垣	7:12	8:12	9:12	12:17	13:17	16:17	17:17	18:17	
加 村	7:13	8:13	9:13	12:18	13:18	16:18	17:18	18:18	
奥 山 内	7:14	8:14	9:14	12:19	13:19	16:19	17:19	18:19	
和 田	7:16	8:16	9:16	12:21	13:21	16:21	17:21	18:21	
七 面 口	7:17	8:17	9:17	12:22	13:22	16:22	17:22	18:22	
奥 田 橋	7:18	8:18	9:18	12:23	13:23	16:23	17:23	18:23	
七 面 山	7:20	8:20	9:20	12:25	13:25	16:25	17:25	18:25	
歌 垣 山 登 山 口	7:21	8:21	9:21	12:26	13:26	16:26	17:26	18:26	
歌 垣 局 前	7:21	8:21	9:21	12:26	13:26	16:26	17:26	18:26	
倉 垣	7:22	8:22	9:22	12:27	13:27	16:27	17:27	18:27	
北 地 黄	7:24	8:24	9:24	12:29	13:29	16:29	17:29	18:29	
奥 の 院	7:25	8:25	9:25	12:30	13:30	16:30	17:30	18:30	
豊 能 警 察 署 前	7:26	8:26	9:26	12:31	13:31	16:31	17:31	18:31	
地 黄 局 前	7:27	8:27	9:27	12:32	13:32	16:32	17:32	18:32	
旧 東 郷 小 学 校 前	7:28	8:28	9:28	12:33	13:33	16:33	17:33	18:33	
本 滝 口	7:29	8:29	9:29	12:34	13:34	16:34	17:34	18:34	
稲 地	7:30	8:30	9:30	12:35	13:35	16:35	17:35	18:35	
黒 川	7:34	8:34	9:34	12:39	13:39	16:39	17:39	18:39	
ケ ー プ ル 前	7:36	8:36	9:36	12:41	13:41	16:41	17:41	18:41	
妙 見 口 駅	7:43	8:43	9:43	12:48	13:48	16:48	17:48	18:48	
保 育 所 前			9:43		13:48			18:48	
支 所 前			9:46		13:51			18:51	
東ときわ台七丁目			9:47		13:52			18:52	
箕面森町地区センター			9:53		13:58			18:58	

出典：阪急バス妙見口能勢線時刻表（2021年4月1日改正）

図 2.2 阪急バス妙見口能勢線の時刻表

2.2 利用者数の推移

平成 22 年度（2010 年度）をピークに減少し、平成 23 年（2011 年度）度から平成 31 年度（2019 年度）にかけて、横ばい傾向にあります。

令和 2 年度（2020 年度）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や新しい生活様式による行動変化等により、前年（平成 31 年度（2019 年度））と比べて、約 4 割減少しています。

令和 3 年度（2021 年度）以降は、平日のみの運行にダイヤ改正を実施したことと、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や新しい生活様式による行動変化等により、利用者はさらに減少しています。

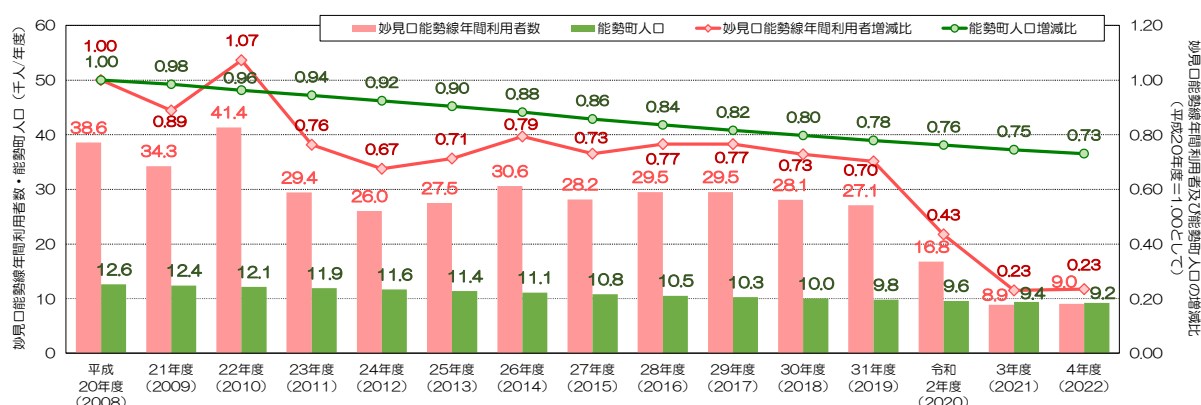


図 2.3 妙見口能勢線利用者及び能勢町人口の推移

2.3 地方バス路線維持費補助金の推移

妙見口能勢線は、「地方バス路線維持費補助金」として、運行経費の赤字分を能勢町が全額負担して運行しており、近年は負担額が増加傾向にあります。令和 3 年度（2021 年度）以降は、減便及び平日のみの運行にダイヤ改正を実施したものの、年間約 1,300 万円を負担しています。

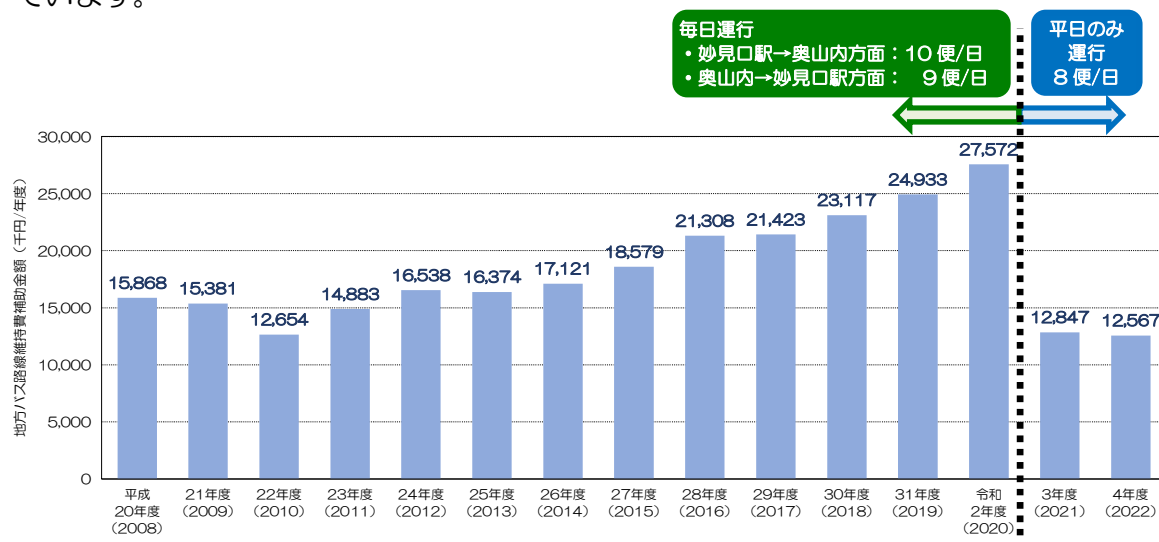


図 2.4 妙見口能勢線の地方バス路線維持費補助金額推移

2.4 運行便別の利用状況

阪急バス妙見口能勢線における利用実績をもとに、令和4年（2022年）2月から令和5年（2023年）1月（241日間）における運行便別1日平均利用者数を以下に示します（※阪急バスより交通系ICカード利用状況データの提供を受けて分析したものです。）。

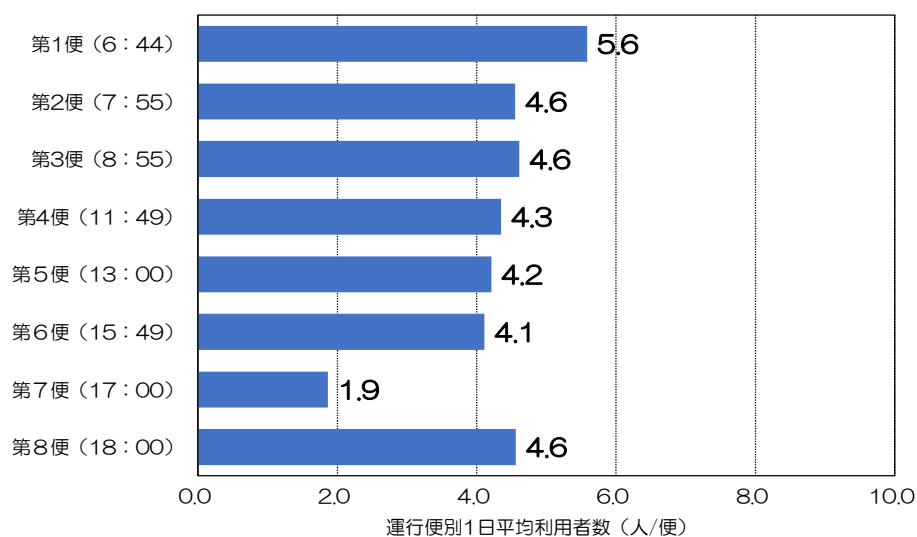
2.4.1 運行便別1日平均利用者数

第1便が5.6人/便で最も多く、次いで第2便、第3便及び第8便がともに4.6人/便、第4便が4.3人/便です。第7便は1.9人/便で他の便と比べて利用が少なくなっています。多くの運行便において、利用者は概ね5人/便前後となっています。



妙見口能勢線バス車両の定員
合計：59人
（座席：23人、立席：36人）
※乗務員を除いた定員を示す

図 2.5 阪急バス妙見口能勢線の運行車両



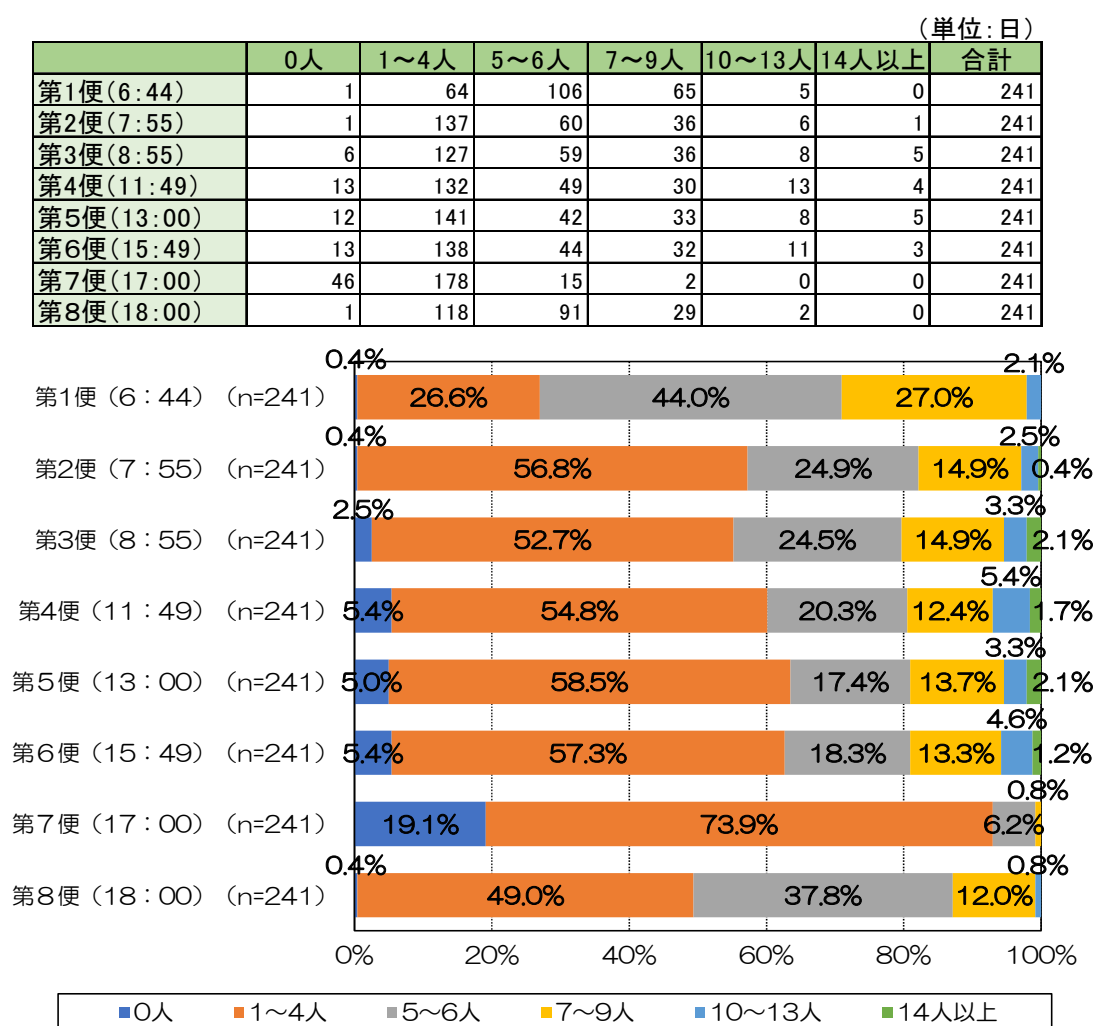
※ 各運行便の時刻は起点停留所の発車時刻を示す。

図 2.6 阪急バス妙見口能勢線における運行便別1日平均利用者数

2.4.2 運行便別利用者数の内訳

令和4年（2022年）2月から令和5年（2023年）1月（241日間）における運行便別利用者数を見ると、各運行便において、利用者数が10人未満の運行日が9割以上を占めています。

1便あたりの利用者が14人以上の運行日は、第2便から第6便にかけて見受けられるが、限定的です。



※ 各運行便の時刻は起点停留所の発車時刻を示す。

※ 表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある

図 2.7 運行便別利用者数の内訳

【参考】公共交通で用いられる車両サイズの概要

区分	セダン型・ミニバン型タクシー	小型ミニバン	中型ミニバン（一般タイプ）	中型ミニバン（ロングタイプ）	小型バス
乗客定員	4人	6人	9人	13人	28人
全長／幅員	4.4m 1.7m	4.4m 1.7m	4.8m 1.8m	5.4m 1.8m	6.3m 2.1m
車両イメージ					
備考	ミニバン型タクシーはユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）車両				ノンステップバス

※乗客定員は、乗務員を除いた定員を示す。

※車両サイズ（全長・全幅・乗客定員）は、当該タイプの車両区分についての概数値を示す。仕様や装備などにより細かく異なる。

※中型ミニバン（一般タイプ）の車両イメージは、Osaka Metro（大阪市高速電気軌道株式会社）HPの画像による。

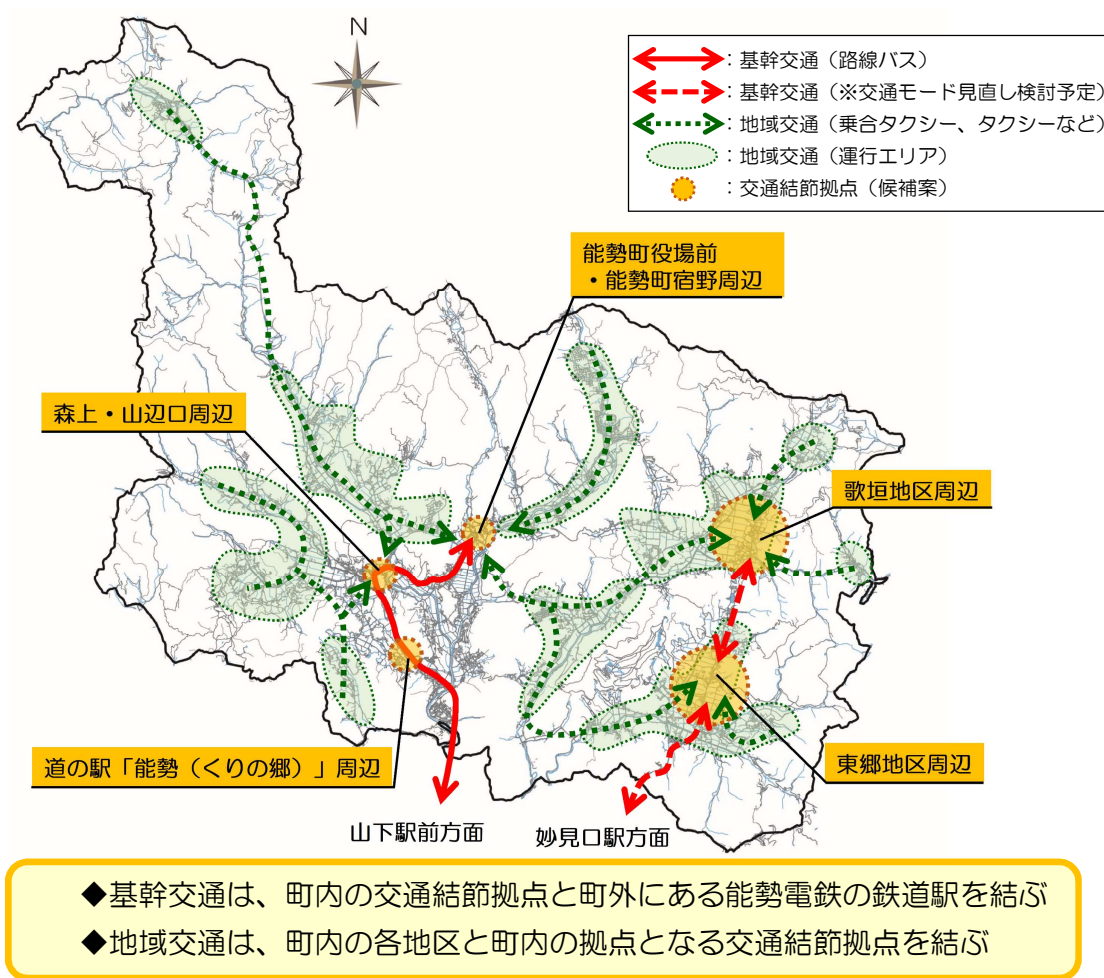
3. 阪急バス妙見口能勢線の見直し

3.1 能勢町地域公共交通計画における妙見口能勢線の位置付け

令和4年（2022年）3月に策定した能勢町地域公共交通計画では、将来の公共交通ネットワークを実現させる観点から、まちづくりをはじめ多様な分野に関する施策と連携した公共交通施策を推進することとしています。

今後も持続可能な公共交通のあり方を検討するにあたっては、各交通モード単独で利便性や生産性の向上を図るのではなく、各交通モードで役割分担を行いながら、全体的に連携強化を図る必要があります。

能勢町地域公共交通計画の目指すべき公共交通体系の考え方において、能勢町の公共交通を現在の運行状況や役割を踏まえ、「基幹交通」、「地域交通」に機能分類し、階層的なネットワークの構築を目指すものとしています。妙見口能勢線は、町内の交通結節拠点と町外にある能勢電鉄の鉄道駅を結ぶ「基幹交通」に位置付けられています。



※町の考え方を示したものであり、交通事業者との協議・調整が必要である。

出典：能勢町地域公共交通計画（令和4年（2022年）3月策定）

図 3.1 能勢町の目指すべき将来の公共交通ネットワークイメージ

表 3.1 能勢町における公共交通の役割分担と位置付け（案）

機能分類	役割	対象交通モード
公共交通	基幹交通 町内と町外の鉄道駅を結ぶ広域交通体系の骨格を形成し、町外への通勤・通学等の住民の移動や能勢町への来訪者の移動のための広域的な移動を支える役割を担う	路線バス（西能勢線・妙見口能勢線）
	地域交通 - 基幹交通が乗り入れ困難な生活圏内の移動を支え、基幹交通や町内の拠点へのアクセス手段として、町内移動を支える役割を担う - 基幹交通では、対応しきれない需要が分散・少ない地域を補完する新たな公共交通として新たな交通システム（乗合タクシー）を『地域交通』として位置付ける - タクシーは、他の公共交通機関が運行していない時間帯を補完するとともに、住民及び来訪者の移動等に対し柔軟に対応可能な移動手段として、能勢町の公共交通として位置付ける	- 新たな交通システム（乗合タクシー） - タクシー
その他交通	- 以下に示すその他交通は、公共交通を補完する交通モードとしての活用可能性があるため、必要に応じて連携を図るものとし、継続して検討を行うものとする - 公共交通空白地有償運送：交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送サービスを提供するもの - 福祉有償運送：身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供するもの - 許可・登録を要しない輸送（無償輸送（ボランティア輸送））：バス・タクシー事業及び登録を受けた自家用有償旅客運送に頼ることが困難な場合に、ボランティアや地域の助け合いといった活動の中で輸送サービスを提供するもの - スクールバス：「児童生徒の通学に供することを主たる目的として運行されるバス等」であり、能勢町立能勢ささゆり学園の開校に伴う児童・生徒の遠距離通学の緩和を図る移動手段としての役割を担う	- 公共交通空白地有償運送 - 福祉有償運送 - 許可・登録を要しない輸送（無償輸送（ボランティア輸送）） - スクールバス

出典：能勢町地域公共交通計画（令和4年（2022年）3月策定）

また、取組みの施策体系と取組むべき施策のうち、「施策1 地域特性に対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築」において、妙見口能勢線は、利用者が少ない状況を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークの構築の実現を図るために、需要規模に応じた適切な交通モードへの転換等の改善に向けた検討を行うものとしています。

3.2 見直し案の基本的な考え方

阪急バス妙見口能勢線の見直し検討を進めるにあたり、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を協議する「能勢町地域公共交通会議」において、見直し案の検討を進めてきました。

【見直し案の基本的な考え方】

- ・ 阪急バス妙見口能勢線は、現在中型バスで運行していますが、各運行便の利用状況が5人/便前後である状況を踏まえ、需要規模に応じた車両規模（ワンボックス等）にダウンサイジングします。このため、現在の妙見口能勢線の運行事業者は阪急バスですが、今回の見直しにより運行事業者が変更になる予定です。
- ・ 住民の利便性を考慮すると、現在のサービス水準は最低限維持すべきという考え方もありますが、利用状況などを鑑みて、町外への通勤・通学・通院に対応した運行に減便する方向です。
- ・ 現在の能勢町乗合タクシーを東地域全域に運行エリアを拡大し、公共交通による町内アクセスの確保を図る案を基本とします。

※ 今回の見直し案を実施することで、阪急バス妙見口能勢線が運行している地区をはじめ、路線バスが運行していない歌垣地区の吉野・杉原、東郷地区の野間大原・野間西山・野間出野等も能勢町乗合タクシーの運行エリアになります。

4. 事業概要

4.1 交通システム

導入する交通システムは以下の通りとします。

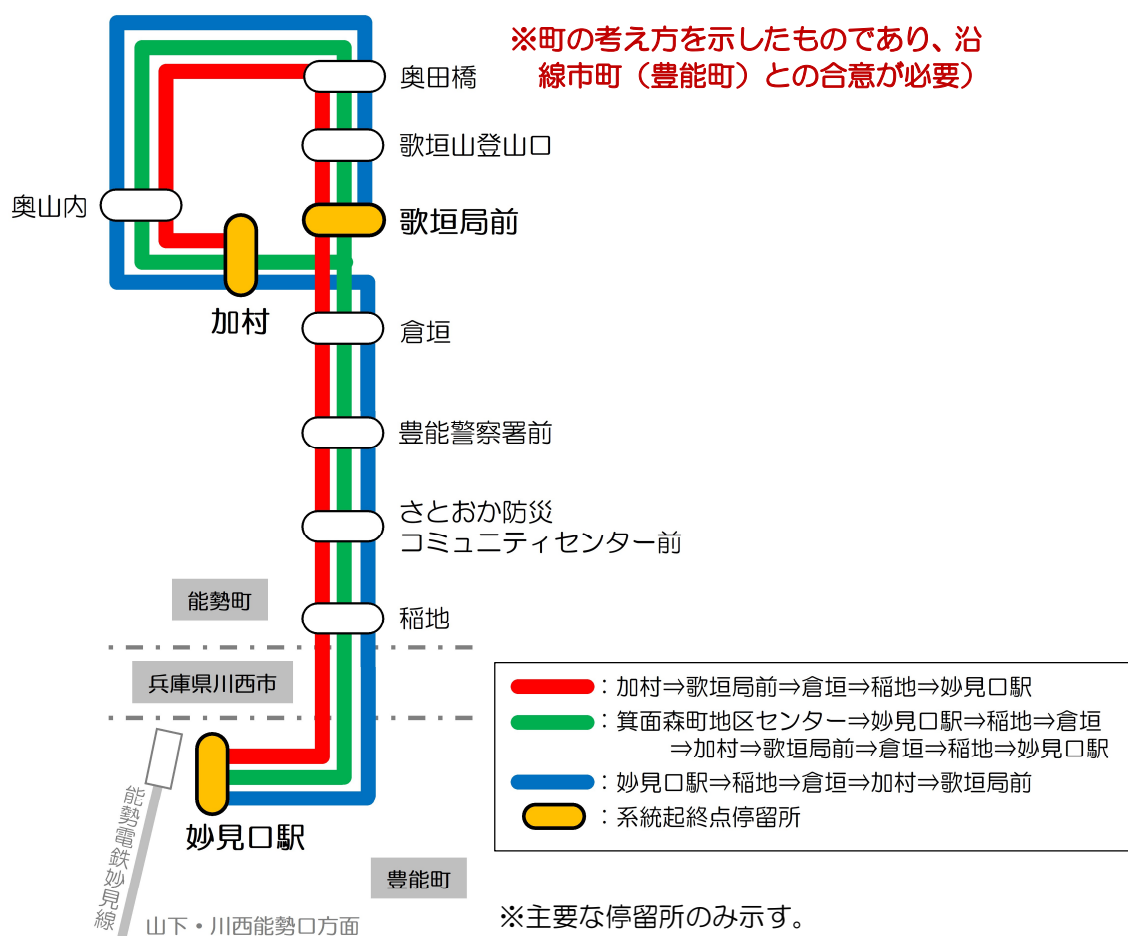
- ・交通モード（運行車両）：乗合タクシー（車両はワンボックス1台）
（※ワンボックス車両は14人乗りあるいは10人以下を想定）
- ・運行形態：路線定期運行

※車両は、令和6年（2024年）4月から東地域の歌垣地区と東郷地区を含めた運行区域となる能勢町乗合タクシーと併用します。

※最低車両数は、営業所ごとに最低5両の常用車及び1両の予備車を配置するものとされていますが、1台で運行可能な運行ダイヤであることから、原則配置台数以下の車両配置とします（公共交通会議の合意により緩和が可能）。なお、運行開始当初は予備車等を続行便に活用予定。

4.2 運行系統

東地域と町外の鉄道駅及び路線バスを結ぶ役割を担う路線であることを踏まえた運行系統とします。



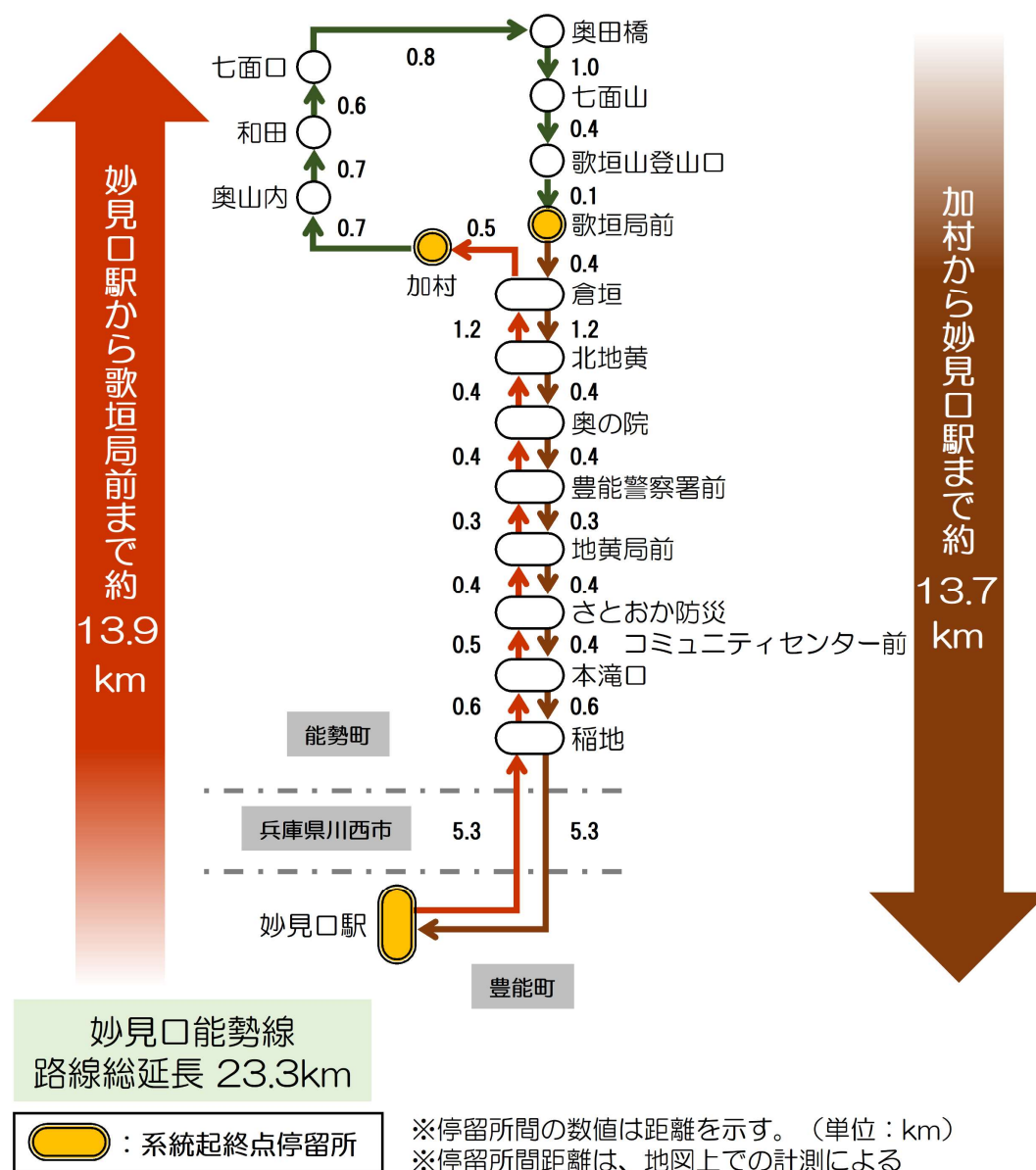
※さとおか防災コミュニティセンター前：令和6年（2024年）3月まで旧東郷小学校前

図 4.1 妙見口能勢線の運行系統（案）

4.3 運行ルート

運行ルートは、令和6年（2024年）3月まで運行する阪急バス妙見口能勢線のルートとし、東地域から妙見口駅を結ぶ延長約23.3kmの路線とします。うち、倉垣⇒加村⇒奥田橋⇒歌垣局前⇒倉垣間は時計回りの循環ルートとします。

停留所は、17箇所とします。うち、能勢町内が16箇所、豊能町内が1箇所であり、全ての停留所は令和6年（2024年）3月まで運行する阪急バス妙見口能勢線の停留所を活用します。



※さとおか防災コミュニティセンター前：令和6年（2024年）3月まで旧東郷小学校前

※町の考え方を示したものであり、沿線市町（豊能町）との合意が必要

図 4.2 妙見口能勢線の路線概略図（案）



※さとおか防災コミュニティセンター前：令和 6 年（2024 年）3 月まで旧東郷小学校前

※町の考え方を示したものであり、沿線市町（豊能町）との合意が必要

図 4.3 妙見口能勢線の路線図（案）

4.4 運行概要

4.4.1 運行日、運行時間帯及び運行便数

- ・ 妙見口能勢線は、住民の町外アクセス及び町内への通勤等の移動目的で利用できるものとして、**平日のみ運行**します。
- ・ 運行時間帯は、現在の妙見口能勢線の運行時間や運行便別の利用状況を踏まえ、また朝便においては通勤・通学先までの所要時間を考慮し、6 時台から 18 時台とします。
- ・ 運行便数は、通勤・通学時間帯となる 6 時台から 8 時台に 3 便、昼間時間帯の 13 時台から 14 時台に 2 便、帰宅時間帯となる 17 時台から 18 時台に 2 便とし、1 運行日あたり 7 便/日とします。

※妙見口能勢線の運行時間帯及び運行便数（時間帯別・運行日あたり合計）は、現時点の案であり、今後の協議・調整等により変更することがあります。

● 妙見口能勢線の運行時間帯（案）

	運行時間帯（案）
平日	6 時台から 18 時台

● 妙見口能勢線の運行便数（案）

	運行便数（案）
平日	6 時台：1 便
	7 時台：1 便
	8 時台：1 便
	12 時台：1 便
	13 時台：1 便
	17 時台：1 便
	18 時台：1 便
	合計：7 便/日

4.4.2 運行ダイヤ

運行ダイヤは、現在の妙見口能勢線の運行時間や運行便別の利用状況を踏まえ、また朝便については通勤・通学先までの所要時間を考慮し、以下のダイヤで調整を進めています。

※以下に示す運行ダイヤ（案）は現時点のものであり、今後の協議・調整等により変更することがあります。

表 4.1 妙見口能勢線の運行ダイヤ（案）

運行便名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便
運行系統							
妙見口駅（乗車のみ）	—	6:55	7:55		13:25	17:00	18:00
稲地	—	7:03	8:03		13:33	17:08	18:08
本滝口	—	7:05	8:05		13:35	17:10	18:10
さとおか防災 コミュニティセンター前	—	7:06	8:06		13:36	17:11	18:11
地黄局前	—	7:07	8:07		13:37	17:12	18:12
豊能警察署前	—	7:08	8:08		13:38	17:13	18:13
奥の院	—	7:09	8:09		13:39	17:14	18:14
北地黄	—	7:10	8:10		13:40	17:15	18:15
倉垣	—	7:12	8:12		13:42	17:17	18:17
加村	6:13	7:13	8:13	12:43	13:43	17:18	18:18
奥山内	6:14	7:14	8:14	12:44	13:44	17:19	18:19
和田	6:16	7:16	8:16	12:46	13:46	17:21	18:21
七面口	6:17	7:17	8:17	12:47	13:47	17:22	18:22
奥田橋	6:18	7:18	8:18	12:48	13:48	17:23	18:23
七面山	6:20	7:20	8:20	12:50	13:50	17:25	18:25
歌垣山登山口	6:21	7:21	8:21	12:51	13:51	17:26	18:26
歌垣局前	6:21	7:21	8:21	12:51	13:51	17:26	18:26
倉垣	6:22	7:22	—	12:52	—	17:27	18:27
北地黄	6:24	7:24	—	12:54	—	17:29	18:29
奥の院	6:25	7:25	—	12:55	—	17:30	18:30
豊能警察署前	6:26	7:26	—	12:56	—	17:31	18:31
地黄局前	6:27	7:27	—	12:57	—	17:32	18:32
さとおか防災 コミュニティセンター前	6:28	7:28	—	12:58	—	17:33	18:33
本滝口	6:29	7:29	—	12:59	—	17:34	18:34
稲地	6:30	7:30	—	13:00	—	17:35	18:35
妙見口駅	6:43	7:43	—	13:13	—	17:48	18:48

0:00 : 起点停留所発車時刻

0:00 : 終点停留所到着時刻

運行系統

：加村⇒歌垣局前⇒倉垣⇒稲地⇒妙見口駅

：妙見口駅⇒稲地⇒倉垣⇒加村
⇒歌垣局前⇒倉垣⇒稲地⇒妙見口駅

：妙見口駅⇒稲地⇒倉垣⇒加村⇒歌垣局前

※さとおか防災コミュニティセンター前：令和6年（2024年）3月まで旧東郷小学校前

4.5 運賃

運賃は、西地域で運行している既存の基幹交通である阪急バス西能勢線とのバランスを考慮するとともに、令和6年（2024年）3月まで運行する阪急バス妙見口能勢線の運賃をベースとし、利用者にわかりやすい距離制による料金体系を基本とします。

また、通勤や通学などの多頻度利用者への料金負担も考慮し、回数券及び定期券を導入します。回数券及び定期券の販売場所は、能勢町役場及び能勢町ふれあいプラザ内の住民サービスセンターなどを予定しています。

● 妙見口能勢線の運賃（案）

- ・ 運賃は、「**距離制による料金体系**」を基本とする

※現行の阪急バス妙見口能勢線の料金から10円単位を切り捨てとする

- ・ 小児（小学生以下）は大人運賃の半額（10円未満の端数は10円単位に切上げ）とする（※1歳未満の乳児は無料。また、大人が同伴の場合、大人1人につき小学生未満の幼児1人を無料とする。）。
- ・ 次のいずれかに該当する者並びにその介護人及び付添人のうち必要と認められた者については、大人は大人運賃の半額、小児は小児運賃の半額とする（いずれも10円未満の端数は10円単位に切上げ）。

- ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ②都道府県知事の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者
- ③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出した者
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※運賃（案）は現時点のものであり、
今後の協議・調整等により変更することがあります。

妙見口 駅	稲地	本滝口	さとおか 防災コミュニ ティセン ター前	地黄 局前	豊能 警察署 前	奥の院	北地黄	倉垣	加村	奥山内	和田	七面口	奥田橋	七面山	歌垣山 登山口	歌垣 局前
300	300	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500	500	600	500	500	500
	100	100	100	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300	300	300	300
		100	100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	300	200	200	200
			100	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200
				100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200
					100	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200
						100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200
							100	200	200	200	200	200	200	200	200	200
								100	100	100	100	100	100	100	100	100
									100	100	100	100	100	100	100	100
										100	100	100	100	100	100	100
											100	100	100	100	100	100
												100	100	100	100	100
													100	100	100	100
														100	100	100
															100	100
																100

※さとおか防災コミュニティセンター前：令和6年（2024年）3月まで旧東郷小学校前
※小児半額（単位：円）

図 4.4 妙見口能勢線の運賃（案）

100 円券 55 枚綴り 5,000 円、300 円券 11 枚綴り 3,000 円とする

(単位：円)

運賃額	通勤			通学				
	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1ヵ月	1学期 (4/1~7/31)	2学期 (9/1~12/31)	3学期 (1/1~3/31)	学年 (4/1~翌年3/31)
100	3,000	8,500	16,200	2,400	7,200	7,200	5,400	21,600
200	6,000	17,100	32,400	4,900	14,700	14,700	11,000	44,100
300	9,000	25,600	48,600	7,400	22,200	22,200	16,600	66,600
400	12,000	34,200	64,800	9,900	29,700	29,700	22,200	89,100
500	15,000	42,700	81,000	12,400	37,200	37,200	27,900	111,600
600	18,000	51,300	97,200	14,000	42,000	42,000	31,500	126,000

※小児（小学生以下）：半額、障がい者割引：3割引（併用不可、10円単位切り捨て）

[illegible]

山下駅～一庫ダム～能勢町宿野～口山内

出典：西能勢線運賃表（2023 年 9 月改定 阪急バス株式会社）

【参考】阪急バス妙見口能勢線の運賃

[illegible]

● 箕面森町地区センター～妙見口駅～本滝口～倉垣→奥山内
→奥田橋→倉垣 循環

出典：妙見口能勢線運賃表（2023 年 9 月改定 阪急バス株式会社）

4.6 利用対象者

利用対象者は、以下のとおりとします。

- ・ 妙見口能勢線の運行にあたっては、地域住民及び妙見口能勢線沿線への通勤者・通学者の移動手段の確保を図るものとする。

- ・利用対象者は能勢町民及び能勢町への通勤者・通学者とする

5. 運営方法

5.1 運営主体

事業主体は、妙見口能勢線の持続可能な運営を主体的に取り組み、事業の収益性に左右されることなく継続的に行う必要があることから、**能勢町**とします。

5.2 運行主体

安全性確保等の観点から、道路運送法第4条で規定される一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者等）による運行とします。

6. 期待される事業の効果

妙見口能勢線を運行することにより期待される効果を以下に示します。

●期待される事業の効果

- ・ 東地域における町外への移動手段の確保
- ・ 東地域沿線地域から町外への通勤・通学・通院及び東地域への通勤者・通学者への移動手段の確保

7. 実施時期

実施予定日：令和6年（2024年）4月

※道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による運行とする。

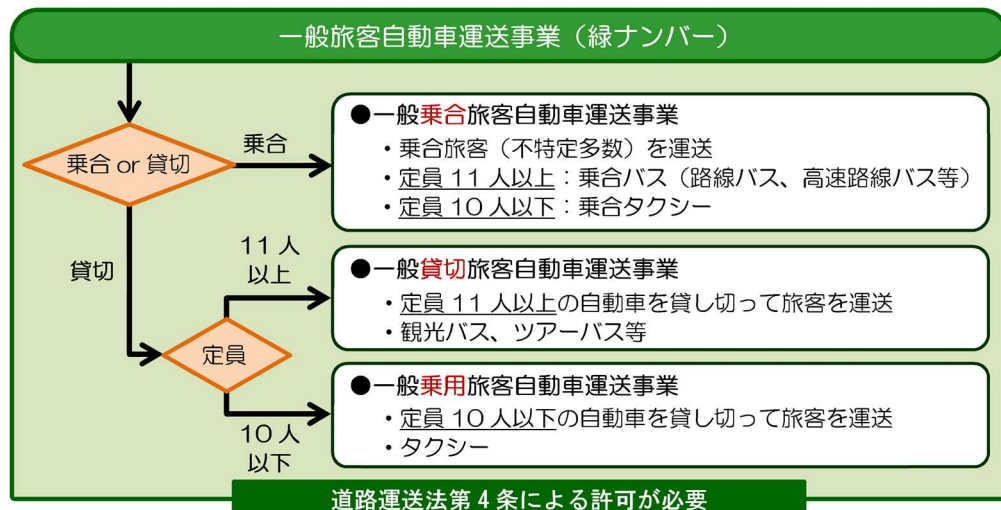
●道路運送法

道路運送法には、路線バスやタクシーなどの“他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業”である『旅客自動車運送事業』について規定しており、公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の1つになる。

公共交通は、運賃等（対価）をもらって運行することが基本となるため、原則として「緑ナンバー（事業用）」の車両を使用することになる。

ただし、例外的に「白ナンバー（自家用）」の車両を使用できる場合があり、白ナンバーで運行する公共交通を『自家用有償旅客運送』、緑ナンバーで運行する公共交通を『一般旅客自動車運送事業』という。

●一般旅客自動車運送事業の種類



※国土交通省資料をもとに作成

8. 使用車両の移動円滑化基準適用除外認定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）により、原則、乗合事業で使用する車両は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（移動円滑化基準）に適合しなければならないが、移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領の第 3 条第 4 項において、「車両総重量 5 t 以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車」は、スロープ板の設置や通路の有効幅の確保などについて、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、使用者を特定して移動円滑化基準適用除外の認定を行うことができます。

妙見口能勢線で使用する車両の乗車定員は、23人以下であるため、能勢町地域公共交通会議において合意を諮り、運行するものとします。なお、移動円滑化基準の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、福祉タクシー等の利用により、移動手段の確保を図ることとします。

【運行車両】

- ・車種：ワンボックス車両（14人乗りあるいは10人以下を想定）

※運行開始当初は予備車（普通車）等を続行便に活用予定

- ・乗客定員：13人あるいは10人未満を想定
- ・使用車両数：ワンボックス車両 1 両（予定）

※車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の適用除外とする

【適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容】

- ・第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口のスロープ
- ・第 39 条：車椅子スペース
- ・第 40 条第 1 項：通路の幅
- ・第 40 条第 2 項：通路の手すりの設置
- ・第 41 条：運行情報提供設備等

【認定を必要とする理由】

当該車両は乗合タクシー（区域運行）でも併用予定であり、停留所には道路幅員の狭い箇所も多いことから、移動円滑化基準適用除外申請を行い、ワンボックス車両を活用するものです。



乗車定員：10 人以下
乗客定員：9 人以下



乗車定員：14 人
乗客定員：13 人

出典：トヨタ自動車株式会社ホームページ

図 8.1 運行車両のイメージ

9. 事業評価について

9.1 事業評価の方法

持続可能な妙見口能勢線の運行を実現するため、交通事業者・行政・市民等が一体となり、明確な評価指標を設け、定期的に検証を行う必要があります。

利用状況をモニタリングし、目標達成に向けて住民と協働して取り組みます。評価指標の目標が達成されない場合は、改善策の検討・実施を行います。なお、改善策については、利用対象者や運行便の廃止を含む見直しを想定しています。

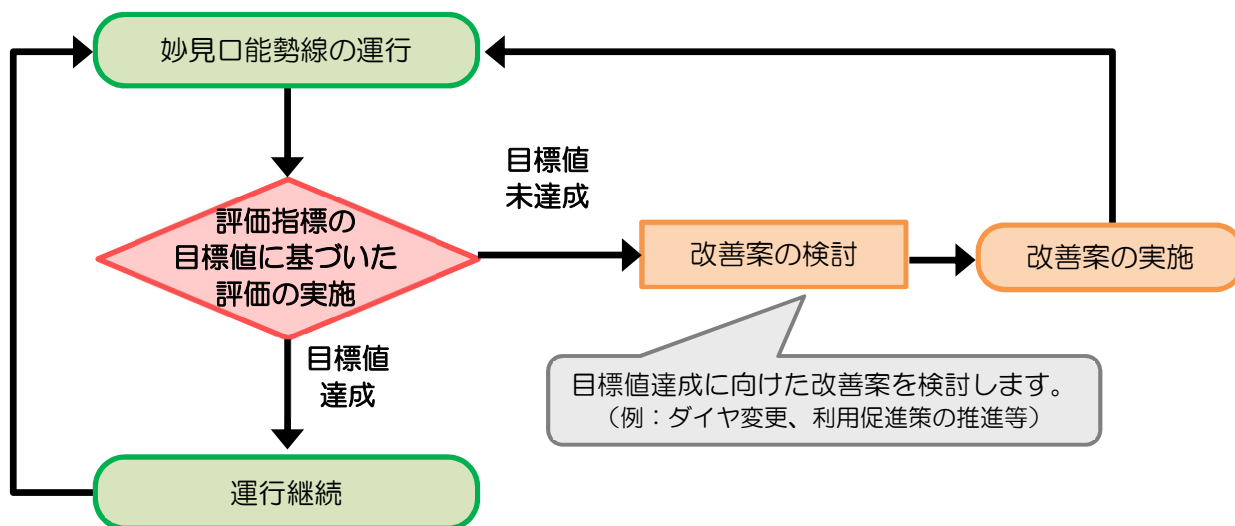
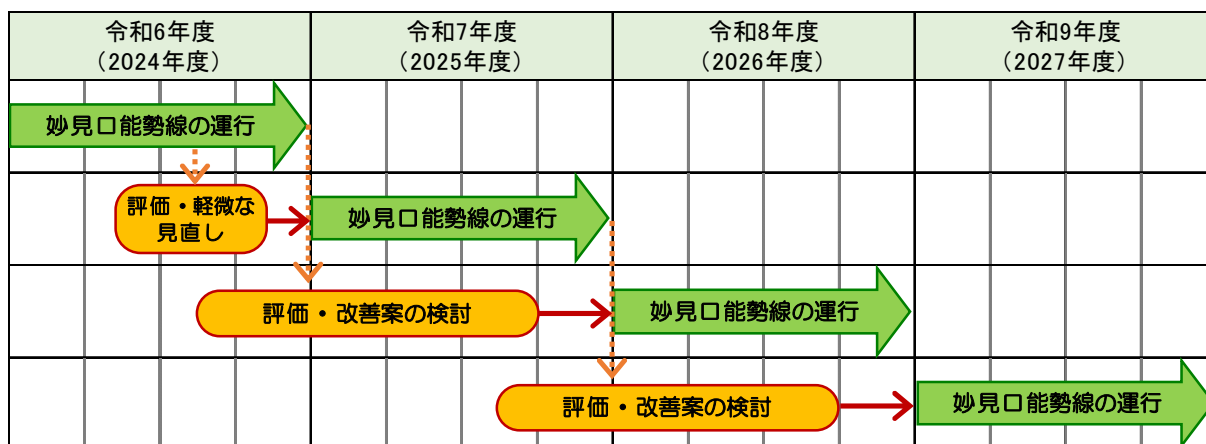


図 9.1 事業評価方法のイメージ

9.2 事業評価のスケジュール

評価にあたっては、PDCA サイクルの考え方に基づき、定量的な目標による評価を行い、達成状況の要因を整理し、さらなる見直しを検討・実施します。

評価のスケジュールは、年度ごとの運行結果を評価し、評価を踏まえた改善案を翌々年度の運行に反映していきます。



※令和9年以降も令和6年度から令和8年度と同様のスケジュールで実施

図 9.2 事業評価のスケジュール

9.3 評価指標と目標値

能勢町地域公共交通計画における評価指標と目標値の設定（P52）との整合及び阪急バス妙見口能勢線における利用状況を踏まえ、以下に示す評価指標と目標値を設定します。

なお、東地域の人口減少に伴い利用人数も減少することが想定されますが、サービス水準の維持に向けて、長期的に利用人数を維持させることを目標とし、合わせて地域住民とともに妙見口能勢線の利用促進を図るものとします。

目標値は、阪急バス妙見口能勢線の令和4年（2022年）2月～令和5年（2023年）1月におけるICカード利用実績に基づく以下の目標値を設定し、見直し後においても同水準の利用者をめざすものとします。

・指標：1日あたり平均利用人数⇒目標値：26人/日

阪急バス妙見口能勢線は、運行経費の赤字分を能勢町が「地方バス路線維持費補助金」として全額負担により運行していますが、補助金額の増加及び利用者も少ない状況が続いており、令和3年（2021年）4月に減便及び平日のみの運行とする見直しを行っています。なお、運行時間の拡大等につきましては、1日あたり平均利用人数の評価指標と目標値を設定し、達成状況を考慮したうえで、検討を行うものとします。

定時便の運行に当たっては、利用状況の見える化を行うなど、住民、交通事業者、行政が連携しながら、公共交通を守り育てていく意識の醸成に努めます。特に、地域からの要望を受けて運行する、朝便（第1便）及び昼間便（第4便、第5便）については、利用喚起を行いながら、利用状況を重点的にモニタリングします。